

「市民と市の協働」の環境整備

去る11月1日、市内の市民活動団体が、我孫子市と一緒に主催する講演会のポスターを市の掲示板に貼るため文化・スポーツ課に許可をもらいに行きました。

ところが、担当課から「文化・スポーツの振興および普及に寄与する催し」以外のポスターは市の掲示板に掲示できないと言われ、これまでと異なる対応に市民の方は驚き、窓口で職員とトラブルになってしまいました。

この件は、単に市の掲示板へのポスター掲示の取扱基準の変更にとどまらず、「市民と市の協働」の観点からみると、行政の仕事の仕方の問題点を浮き彫りにしました。

我孫子市は、これまで「市民と市の協働」を行政運営の柱に位置付け、また、来年から始まる第四次総合計画でも「協働」は“施策推進の横断的な取組”として位置づけられています。

「協働」の推進は市政運営に不可欠であり、そのための環境を整えることは行政の重要な仕事です。

今回の件を受けて、「市民と市の協働」の環境整備のためにお尋ねします。

(1) 市の掲示板（文化・スポーツ課所管）へのポスター掲示にかかる取扱基準の改正について

ア. 改正の理由と掲示の対象を限定した理由

文化・スポーツ課では、平成26年12月1日より施行していたポスター掲示にかかる取扱基準を令和3年7月19日に改正しました。改正の理由と主な改正点をお聞かせください。

また、掲示の対象とする催しを「文化・スポーツの振興および普及に寄

与する催し」に限定した理由を聞かせください。

イ. 掲示の対象を限定することによる影響

今回の取扱基準の改正により、文化・スポーツ以外の分野で、これまで掲示の対象となっていた教育や福祉、環境分野等のまちづくりに寄与する市民公益活動等のポスター掲示も対象外となりました。

このことにより、「市民と市の協働」の担い手である市民公益活動を市民に知らせる手段がひとつ減り、「協働」を推進する環境が後退したことになります。

取扱基準改正に際し、これまで対象としていた分野を対象外とすることによる影響、特に市民公益活動への影響をお考えにならなかったのでしょうか？

また、対象外とした分野のポスター掲示についてのお考えをお聞かせください。

ウ. 改正の仕方の問題点 について

今回の取扱基準の改正の仕方の問題点を2つ挙げさせていただきます。問題点のひとつは、改正する際、これまで市の掲示板を利用していただいていた利用団体や庁内の関係各課と全く協議をしないで改正してしまった点です。

これまで対象とされていた分野のポスター掲示が対象外となれば、利用団体は不利益を被るわけですから、当然、事前に協議すべきだったのではないのでしょうか？

また、市の掲示板を利用する市民活動等の所管課である市民活動支援課など関係各課とも事前に協議すべきだったのではないのでしょうか？

何故、協議しないで、文化・スポーツ課だけで取扱基準を改正してしまったのか？お答えください。

また、もう1つの問題点は、改正後、市民や利用団体、また、庁内の関係各課に対してさえ改正点を全く周知していなかった点です。

事前に改正点を周知していれば今回のトラブルは起こらなかったと思いますが、何故、周知しなかったのかお答えください。

【再質問】

・今回の件で思い出したのは、布佐駅にある市民センターの閉鎖の案件でした。

・共通する仕事の仕方の問題点は、利用者の視点が抜け落ちている点だと思います。

・特に、利用者にとって利用できなくなるなど、ある意味不利益となる改正などについては、利用者の意見聴取や利用者との協議を経て、ある程度納得してもらうことが必要だと思います。

・しかし、市民とのトラブル案件をみると、利用者である市民の視点が希薄であり、行政の都合だけで仕事を進める傾向があるように感じますが、いかがですか？

・協働する市民の立場に立って仕事をするのが、「市民と市の協働」の環境整備に繋がることを意識していただきたいと思います。

(2) 市の事業や協働事業のポスター掲示の取り扱い

今回、ポスター掲示の対象外と言われた催しは、「千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業」として、全額県の補助金を活用して我孫子市と市民活動団体が一緒に主催する講演会です。まさに、我孫子市の事業であり、「市民と市の協働」の実践ともいえる事業です。その講演会のポスターが対象外とされたと聞き唖然としました。

市の掲示板に市の事業や市民と市の協働事業のポスター掲示を対象外とした理由をお聞かせください。

ポスター掲示の取扱基準の見直しに当たって、「市民と市の協働」は市政運営の柱であるという認識、また、「市民と市の協働」の実践のひとつの形が協働事業であるという認識が欠如していたように思いますが、いかがですか。

市は、「市民と市の協働」や協働事業の重要性を再認識し、市の掲示板へのポスター掲示の取扱基準を見直すべきだと思います。市の見解をお聞かせください。

(3)「協働」についての認識を深める取組

我孫子市は、第四次総合計画において、「協働」を施策推進のための横断的取組と位置付けています。しかし、今回の件からも分かるように、全庁的に「協働」についての認識が希薄だと思います。

今後、総合計画に基づいて施策推進を図るためには、「協働」についての認識を深める必要があります。そして、そのためには、職員研修の抜本の見直しをはじめ「協働」についての認識を深める取組が不可欠です。市のお考えをお聞かせください。

【再質問】

・我孫子市は、第三次総合計画の中で、市民と市の協働を位置付け、2004年には、NPOと協働するために必要な基本的事項を「NPOとの協働を実りあるものに」として纏め、「協働」に対する職員意識の向上を図ってきました。

・しかし、当時から20年が経過する中で、7つの原則などは忘れ去られているように思います。

・第4次総合計画を推進するにあたり、職員の皆さんには、再度「協働」

の重要性と、行政として必要な基本的事項をしっかりと認識していただきたいと考えますが？

※参考資料

- ・7つの原則の中には、「NPOに行政のタテ割りは通用しません。・・・行政内部の連携は、その職員自身の仕事です。」とか、
- ・「予算が無いから」という言い訳はやめましょう。事業の優先順位を責任をもって説明しなければなりません。」とか、
- ・「市民から、信頼され、市民感覚のある市役所でなくては、市民との協働は成り立ちません。私たち一人一人がさらに市民感覚を磨く必要があります。職員も一人の市民として、可能なかぎり地域の市民活動に参加しましょう」など、職員の「協働」に対する認識を深める原則が挙げられています。）

(4) 「市民と市の協働」推進のための庁内体制の整備

「協働」を推進するためには、「協働」についての認識を深めると同時に庁内体制の整備が必要です。

次年度の組織見直で、「市民活動支援課」が名称変更し「市民協働推進課」になります。名称変更の理由をお聞かせください。

今後、市民協働推進課は、市民や市民団体と市が協働する場合のコーディネーターとしての役割が期待されるのではないのでしょうか。

また、「縦割り行政」と言われる仕事の仕方を見直し、関係各課に横串を指して市民と市の協働の環境整備をすることも期待されるのではないのでしょうか。

さらに、様々な市民や団体、企業が協働するためのプラットフォームになる或いはプラットフォームを作る必要があると思いますが、市民協働推進課

の今後の役割について、お考えをお聞かせください。

【再質問】

- ・ 庁内横断的に「協働」の推進が図れるように、市民協働推進課の事務分掌の中に、各課との調整をしっかりと位置付けていただきたいと思いますが？